

設楽町議会の定例会の招集時期を定める規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

## 令和8年設楽町規則第7号

### 設楽町議会の定例会の招集時期を定める規則の一部を改正する規則

設楽町議会の定例会の招集時期を定める規則(平成17年設楽町規則第4号)の一部を次のように改正する。

本則に次のただし書を加える。

ただし、特に必要があるときは、前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げて招集することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

設楽町議会の定例会の招集時期を定める規則（平成17年設楽町規則第4号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>設楽町議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。<u>ただし、特に必要があるときは、前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げて招集することができる。</u></p>	<p>設楽町議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>